# 箕面市カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例

## (目的)

第1条 この条例は、カラスによる市民等に対する被害を防止するとともに、カラスから市民及び事業者の生活環境を守り、もって、安全かつ安心な市民生活の実現に寄与することを目的とする。

# (定義)

- 第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 市民等とは、市民、事業者及び本市の区域内に滞在する者(本市の区域内を通過する者を含む。)をいう。
  - (2) 事業者とは、本市の区域内で事業活動を行う者をいう。
  - (3) 給餌とは、自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること(餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。)を継続し、又は反復して行う行為をいう。
  - (4) カラス被害とは、給餌を目当てに集散するカラスによる次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害が生じていると認められる状態であって、かつ、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により周辺住民の間で当該被害が共通の認識になっていると認められる状態をいう。
    - ア 鳴き声その他の音
    - イ ふん尿その他汚物及びその放置により発生する臭気
    - ウ羽毛の飛散
    - エ 攻撃、威嚇及び破壊行為

## (市長の責務)

- 第3条 市長は、次に掲げる施策を実施するものとする。
  - (1) 第1条の目的を達成するための啓発並びに対策の調査、研究及び実施に関すること。
  - (2) この条例に定める措置の実施

## (市民等の責務)

- 第4条 市民等は、第1条の目的を達成するため、市長がこの条例に基づいて実施する施策に協力するものとする。
- 2 市民等は、カラス被害を発生させないよう地域で問題の解決に努めるものとする。

#### (給餌の禁止)

第5条 市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

## (回収義務)

- 第6条 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をした者は、速やかにこれを回収しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該給餌をした者が明らかでない場合であって、他に給餌による餌を回収すべき者がいないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有する者は、速やかにこれの回収に努めなければならない。

#### (立入調査等)

第7条 市長は、第5条又は前条第1項に違反する事実があると認める相当な理由が あるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして、その事実が あると認められる土地、建物又は工作物に立ち入って必要な調査をさせ、又は関係 者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 関係者は、第1項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (勧告)

第8条 市長は、第5条又は第6条第1項の規定に違反した者に対し、期限を定めて 当該違反状態の防止又は除去のための措置その他必要な措置をとるべきことを勧 告することができる。

## (命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告 に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る 措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったと きは、その旨を公表することができる。

#### (委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### ( 罰則 )

- 第12条 第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 2 正当な理由なく、第7条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行ったときは、10万円以下の罰 金に処する。

## (両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

## 附則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。